

## 医療法人制度あれこれ その3

前回は法人のメリットについて触れました。

平成19年4月の第5次医療法の改正によって医療法人制度そのものが揺れ動きました。現在でも開業医の先生からお問い合わせが多いのですが、デメリットを含めて正しく理解して下さい。

### 1. 都道府県への届出

個人事業にはありませんが、医療法人になると、管轄が都道府県になり、決算届出が必要になります。

### 2. 個人事業への復帰

一度法人成りをすると、所得の減少等で個人事業に戻りたい場合、原則同じ場所では診療出来ません。

### 3. 接待交際費の一部非損金化

接待交際として支出した金額の10%が経費になりません。

### 4. 清算時の財産帰属

諸事情により診療そのものを辞めることとなる時に医療法人に溜まった内部留保が国等に帰属することになります。

やはり注目は4です。第5次医療法改正の前と後ろでいう大きな違いはここに 있습니다。つい最近も相談がありましたが、ドクターの間でも非常に気になるどころです。

子供への事業承継や拠出金（設立する時に出すお金で会社で言う資本金）を超える内部留保の処分など、克服すべき課題はありますが、綿密な計画の下で法人成りすれば、前回書いたメリットの享受が出来るだけでなく、心配される内部留保の行方についてもしっかりとした回答が導き出せるのです。

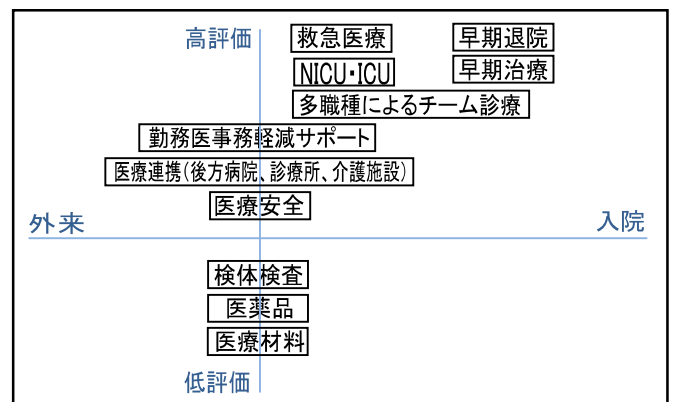
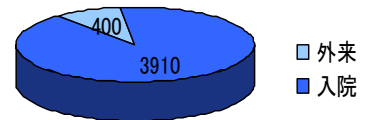
間違った知識で法人成りを辞めるのは、正直勿体ないように思います。

## 2010年度診療報酬改定

### 入院編

2010年度診療報酬改定は10年ぶりのプラス改定（全体+0.19%）になりました。医療診療報酬本体の内訳を見てみると、外来が+0.31%（400億円相当）に対して、入院が+3.03%（3,910億円相当）です。

今回の改定が入院医療に重点を置いた改定なのがよく分かります。



上図は、2月初旬（本稿執筆時）までに公表された今回の診療報酬改定のトピックスを左右のマトリックスを外来（左）と入院（右）に分け、高評価（点数が上がったなど）を上、逆に低評価（下）にプロットしたイメージ図です。右上にトピックスがシフトしている様子が分かると思います。

### どんな医療機関が評価されたか？

- ・ 救急患者を多く受け入れている
- ・ 24時間 365日稼働
- ・ 早期退院、早期治癒の実績
- ・ 医療連携に熱心（後方病院・診療所・介護施設とも）
- ・ 医師、看護師、コメディカル、事務員など職員数が潤沢

それにしても開業医には厳しい改定です。

Medical News 2010.4.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp